

学校法人南九州学園役員・評議員報酬等規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人南九州学園（以下「本学園」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬に関する事項を定めるものである。

(役員報酬)

第 2 条 役員報酬額は、年額として以下の表の額とする。

	年額（税込み）
理事長（法人職員の場合）	1,380,000
理事長（法人職員でない場合）	5,000,000
常務理事	810,000
非常勤理事	540,000
監 事	810,000

2 基準の期間は年度（7月から翌年6月末まで）とする。

3 第1項の額を4等分して、毎年10月初、1月初、4月初及び7月初に支給する。

4 基準の期間中に途中就任及び途中退任の場合は、月割にて支払う。月の途中にある場合、日数に限らずその月分を支払う。

5 学生収容定員の確保、経常収支差額の黒字化等により本学園の財務状況が良い時、評議員会の議を経て理事会の決定により、報酬を増額する事ができる。その増額分の上限は第1項の額を超える事はない。

6 本学園の財務状況が著しく悪い場合に、評議員会の議を経て理事会の決定により役員報酬を減額することができる。

7 理事等が法人職員でない場合、第2項から第6項について適用する金額については、第1項の表にある金額から第3条第2項に規程する最低保証額を差し引いた金額とする。

(理事長報酬の支給方法)

第 3 条 理事長が法人職員である場合は、前条に従い、報酬を支給する。

2 理事長が法人職員でない場合は、前条第1項の表にある報酬のうち、3,620,000 円を最低保証額として、12カ月で除して得た金額を毎月指定の口座に振り込み支給するものとする。

3 任期途中で退任した場合、前項の報酬の支給は、退任の日が属する月までとする。

4 学校法人南九州学園寄附行為第15条に基づき理事長代理となる者にも、本条第1項から第2項を適用し、代理となつた翌月から代理でなくなった日を含む月まで支給するものとする。

(評議員の報酬)

第 4 条 評議員の報酬額は、評議員会出席1日当たり15,000円（税込み）とする。

2 [削除]

(顧問の報酬)

第 5 条 顧問の報酬額は、理事会及び評議員会出席1日当たり15,000円（税込み）とする。

(退職金)

第 6 条 役員及び評議員としては、退職金を支給しない。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会からの意見聴取を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

改 正

平成11年3月25日，令和2年4月1日，令和5年4月1日，令和7年4月1日

附 則

- 1 私学法改正に基づく寄附行為改正により任期が延長となった役員については，延長となった期間に対する報酬を本規程第2条第4項に準じて支払うものとする。
- 2 私学法改正に基づく寄附行為改正により任期が延長となった役員については，第4条第1項に規定された評議員としての報酬は支給しない。